

津屋崎中学校校舎増築1期工事

(令和8年6月16日公告)

入札説明書

福 津 市

「津屋崎中学校校舎増築1期工事」に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年6月16日(火)

2 工事内容等

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 工事名 | 津屋崎中学校校舎増築1期工事 |
| (2) 工事場所 | 福津市 津屋崎1丁目 地内 |
| (3) 工事概要 | 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| (4) 工期 | 契約の効力発生の翌日から令和10年1月31日まで |
| (5) 予定価格 | 1,013,000,000円(消費税及び地方消費税相当額は含まない。) |
| (6) 最低制限価格 | 911,700,000円(消費税及び地方消費税相当額は含まない。) |
| (7) 議会議決 | 本契約の締結には、議会の議決が必要となる |

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の(1)から(4)に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

- (1) 共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア. 2者又は3者で自主結成された、甲型共同企業体(共同施工方式)であること。
 - イ. 代表構成員及び構成員は、3(2)から(4)に定める要件を満たしている者であること。
 - ウ. 代表構成員及び構成員は、本件工事における他の共同企業体の代表構成員又は構成員を兼ねていないこと。
 - エ. 本市の令和6・7年度一般(指名)競争入札参加資格審査登録名簿に福津市を本店又は支店として登載されている者が含まれていること。
 - オ. 代表構成員及び構成員の出資比率は、構成員数に応じた率(2者で構成されている場合は30%、3者で構成されている場合は20%)を上回っていること。
 - カ. 本件工事請負契約の相手方となった場合、成立してから当該工事の完成後3箇月以上存続するものであること。
 - キ. 本件工事請負契約の相手方とならなかった場合、当該工事の請負契約の効力が発生した日をもって解散するものであること。

- (2) 共同企業体の代表構成員及び構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
 - イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（更生手続開始決定若しくは再生計画許可決定が、参加申込期日以前になされている者を除く。）
 - ウ. 税を滞納していない者であること。
 - エ. 福津市指名停止措置要綱（平成 17 年福津市告示第 6 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - オ. 暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと。
 - カ. 本工事に係る設計業務等の受注者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - キ. 配置予定の監理技術者は、一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者であること。
 - ク. 配置予定の主任技術者は、二級建築士、2 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の国家資格を有する者であること。
 - ケ. 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格申請時点で 3 箇月以上の継続雇用関係を有する者であること。
- (3) 代表構成員は（2）の要件に加えて、次の要件を全て満たす者であること。
- ア. 共同企業体における出資比率が、構成員中最大であること。
 - イ. 本市の令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、建築一式工事を希望業種として掲載されており、建築一式工事の等級が A 又は、入札参加資格申請時点で有効な経営規模等評価の建築一式工事に係る総合評定値（P 点）が 1,000 点以上の者であること。
 - ウ. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
 - エ. 平成 28 年度以降に元請として完成し引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建築一式工事（共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20%以上の工事に限る。）のうち、次の要件を全て満たした新築、改築又は増築工事の施工実績を有する者であること。
なお特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定されている者を指す。
 - ①施工の主たる建築物の構造が、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - ②施工の主たる建築物の延床面積が、1,000 平方メートル以上
 - オ. 平成 28 年度以降に元請として完成し引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建築一式工事（共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20%以上の工事に限る。）に、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を、監理技術者として専任で配置できる者であること。
- (4) 構成員は（2）の要件に加えて、次の要件を全て満たす者であること。
- ア. 本市の令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、建築一式工事を希望業種として掲載されており、建築一式工事の等級が B 以上又は、入札参加資格申請時点で有効な経営規模等評価の建築一式工事に係る総合評定値（P 点）が 690 点以上の者であること。
 - イ. 平成 28 年度以降に元請として完成し引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建築一式工事（共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20%以上の工事に限る。）の施工実績を有する者であること。
 - ウ. 平成 28 年度以降に元請として完成し引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建築一式工事（共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20%以上の工事に限る。）に従事した経験を有する者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置できる者であること。

(5) 設計業務等の受注者等について

ア. 設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

有限会社 回工房

イ. 当該受注者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる者とは、次のいずれかに該当する者である。

(Ⅰ) 当該受注者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(Ⅱ) 当該受注者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(Ⅲ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 設計図面及び仕様書の配布

(1) 入札関連書類(設計図面・仕様書・申請書・質問書等)は、福津市公式ホームページからダウンロードすること。なお、仕様書等を本業務の設計以外の利用に供してはならない。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容を熟知した上で入札参加資格確認申請を行わなければならない。

5 入札参加資格確認申請

(1) 本競争入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「特定建設工事共同企業体（JV）結成届及び競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】」（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、市長から入札参加資格審査結果の通知を受けなければならない。

なお、入札参加資格がないと確認された者へは、「入札参加非承認通知書」を送付する。

(2) 入札参加資格確認申請は、共同企業体の代表構成員からの提出とし、「特定建設工事共同企業体協定書」、「誓約書【様式第2号】」及び「委任状【様式第3号】」のほか、全ての構成員が参加資格要件を満たしていることを証する資料を添付しなければならない。

(3) 「特定建設工事共同企業体協定書」は、2者による結成の場合は3部、3社による結成の場合は4部作成し、そのうち1部を申請書に添付して提出すること。

(4) 申請に必要な以下の参加資格要件を満たしていることを証する資料は、全ての構成員がそれぞれ準備し、漏れないよう添付すること。

ア. 事業所としての施工実績 [入札説明書 3(3)エ 及び 3(4)イ 関係]

要件を満たしているものを「工事施工実績調書【様式第5号】」に記載し、記載した内容を証する書類（コリンズの写し等）を添付すること。

イ. 配置予定技術者が保有する資格及び継続雇用関係 [入札説明書 3(2)キ、ク、ケ 関係]

要件を満たしているものを「主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書【様式第6号】」に記載し、次の書類を添付すること。なお、配置予定技術者は複数の技術者による申請も可とするが、記載した全ての技術者が配置できなくなったときは、入札を辞退すること。

(I) 主任(監理)技術者として配置可能な資格を有することを証明する免状等の写し

主任技術者の配置は国家資格を有する者に限る。(共同企業体運用準則)

(II) 監理技術者として配置する者については、監理技術者資格者証の写し(表裏両面)

講習修了年月日が、講習修了翌年の1月1日を起算日として、5年を超えていないこと。

(III) 申請時点で3箇月以上の継続雇用関係があることを確認できる書類の写し

[雇用関係確認書類の例] ※いずれか一つを添付

① 監理技術者資格証の写し ※表裏両面

有効期限内であり、記載された事業者名称が申請事業者と同一であること。

② 住民税特別徴収税額(変更)決定通知書の写し ※最新のもの

特別徴収義務者用のもので、事業者名称が申請事業者と同一であること。

③ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ※最新のもの

事業者名称が申請事業者と同一であること。

ウ. 配置技術者の従事実績 [入札説明書 3(3)オ 及び 3(4)ウ 関係]

要件を満たしているものを「主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書【様式第6号】」に記載し、資格要件を満たす工事に従事した経験を有することを証する書類のいずれかを添付すること。

【例】 ① コリンズ(竣工登録)の写し

② 完成承認通知書の写し+技術者届の写し

③ 完成承認通知書の写し+施工体系図(又は施工体制台帳)の写し など

エ. 建設業法第3条の規定に基づく、建設業許可通知書(建築工事業)の写しを提出すること。

許可更新手続き中の場合は、そのことが確認できる資料を提出すること

オ. 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく、最新の経営規模等評価結果通知書(総合評定値)の写しを提出すること。

カ. 税の滞納がないことが確認できる証明書の写し(国税、都道府県税、市町村税)

- ・入札参加資格申請日以前 3 箇月以内に発行されたものであること。
- ・国税については、様式その 3 の 3 とする。
- ・本市との契約締結等の権限を支店等に委任している場合、都道府県税と市町村税については、支店等所在地の都道府県及び市町村の発行機関で取得した証明書を添付すること。

(5) 書類作成上の注意事項等

- ・書式サイズは、すべて A4 判 (JIS 規格) とすること。
- ・申請書及び資料の作成・提出に係る費用は、作成者の負担とする。
- ・提出された申請書及び資料は、提出者に無断で入札参加資格審査以外に使用しない。
- ・提出された申請書及び資料は返却しない。
- ・提出期間終了後の申請書及び資料の差し替え・再提出は認めない。

(6) 申請書及び資料の提出は、郵送又は直接持参する方法により、次のとおり行うものとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

ア. 提出先

〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号
福津市役所 総務部総務課契約検査係

イ. 提出期限

令和 8 年 8 月 3 日(月)午後 3 時
ただし、郵送による提出の場合は、令和 8 年 7 月 29 日(水) 必着とする。

ウ. 留意事項

[郵送により提出する場合]

- ・封筒の表面に「競争入札参加資格申請書在中」と朱書きすること
- ・一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により送付すること
- ・普通郵便や宅配便等により提出されたものは受け付けない

[直接持参する場合]

- ・受付時間は、午前 10 時から午後 3 時までとする(正午から午後 1 時を除く)
- ただし、市役所閉庁日は受付対応を行うことができない。

6 質問書等

(1) 仕様書等に関して質問がある者は、次のとおり質問書を提出することができる。

(2) 質問事項は、ホームページに掲載している質問書 (Excel) に入力し、メールにて提出すること。

なお、質問書を送信した際は、受信確認のため必ず電話連絡を行うこと。

(提出先) 福津市総務部総務課 E-mail : keiyaku@city.fukutsu.lg.jp

電 話 : 0940-43-8196

(3) 質問書の提出期限は、令和 8 年 7 月 27 日(月)午後 5 時 (必着) とする。

(4) 質問があった場合は、令和 8 年 8 月 3 日(月)午後 5 時までに、市ホームページにて回答する。

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格審査の結果については「入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】」により各申請者へ通知する。この通知書は、入札書提出時に添付（写し可）を必要とする。
電話等による参加資格審査結果の問い合わせや、通知書の再交付には一切応じない。
ただし、入札日の3日前までに審査結果通知書が届かない場合は、福津市総務部総務課へ電話連絡を行うこと。
- (2) 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、通知後に共同企業体の各構成員が福津市から指名停止の措置を受ける等、入札参加資格がないと認められる場合は、当該入札参加資格審査結果を取り消す。
- (3) 入札参加資格がないと確認された者は、書面を提出して、その理由の説明を求めることができる。
- (4) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は任意とするが、この書面は共同企業体の代表構成員の代表者名で提出すること。
提出は直接持参によることとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。
 - ア. 場所
福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 総務部総務課
 - イ. 期間
入札参加資格がない旨の通知を受けた日から、入札日の2日前まで
ただし、福津市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。
 - ウ. 時間
午前10時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (5) 説明を求めた者に対しては、書面で回答する。

8 入札の辞退

- (1) 競争入札参加資格申請書を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（JV専用様式2）又はその旨を明記した入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札への指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札方法等

(1) 郵便による入札とする。

競争入札参加資格審査結果通知を受けた者は、郵便入札用封筒作成例（別紙）を参照の上で、到達期限までに到着するよう入札書を送付すること。

ア. 入札書の送付方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により送付すること。

これ以外の方法により提出された入札書は無効とする。

イ. 入札書の到達期限

令和8年8月20日(木)

ウ. 入札書の送付先

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 総務部 総務課 契約検査係

(2) 入札書類は次のとおり作成すること。

到達した入札書類は、その引換え又は変更をすることができない。

到達した入札書等は開札まで一切開封せず保管することになるため、入札参加者の責任において漏れや誤りのないよう入札書類を作成、送付すること。

ア. 入札書【JV専用様式1】

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、くじによる落札者の決定に備え、入札書のくじ番号欄に任意の3桁の数字を記載すること。

イ. 工事費内訳書等

入札参加者は、入札書に記載する入札金額に合致した「工事費内訳書」及び「入札金額内訳明示書」を、入札書と併せて提出すること。

「工事費内訳書」には、配布した設計書に示す費目、工種、施工名称、数量等に基づき、入札額の根拠とした単価、金額等を明記すること。工事費内訳書の様式は任意とする。

「入札金額内訳明示書」は本市指定の様式を使用して、入札額の根拠として積算した額のうち、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退協掛金、安全衛生経費について明記すること。

工事内訳書及び入札金額内訳明示書の提出がない、又は工事費内訳書に記載の金額(消費税を加算する前の合計額)と入札書に記載された金額が一致していない場合の入札は無効となる。

ウ. 競争入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】の写し

入札参加資格確認のために必要であるため、送付を受けた参加資格審査結果通知書の写しを同封すること。提出がない場合入札は無効となる。

(3) 入札者が1者のみの場合でも、当該入札書は有効とする。

(4) 入札執行回数は1回とする。

10 開札の場所・日時

(1) 開札は次のとおり行う。

ア. 場所

福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 別館1階 大ホールA B

イ. 日時

令和8年8月21日(金) 午後1時30分から

(2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

なお、開札に立ち会うことができないことを理由として、本件入札及び以降の入札への指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 開札は、2人以上の開札立会人を立ち合わせて執行する。ただし、開札立会人は他者の開札立会人を兼ねることはできず、開札立会人が2人に満たない場合は、本件入札事務に関与しない市職員が立ち会うものとする。

(4) 本件入札は、入札者が1者のみの場合であっても、当該入札書は有効とするため開札を執行する。

11 入札保証金

入札保証金は納付を免除する。

12 契約保証金

契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、福津市財務規則第139条第1項各号に該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

13 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した、入札に参加する者に必要な資格がない者、及び虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札。
- (2) 入札説明書等において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 競争入札参加資格があることの確認をされた者であっても、通知後に本市から指名停止措置をされて入札時点において指名停止期間中である者等、入札公告に掲げる資格がない者のした入札。
- (4) 郵便入札の場合において、入札書到達期限までに入札書等が到達しなかった入札。
- (5) 入札書の様式を指定した場合において、指定した様式以外を使用して提出された入札。
- (6) 入札書と工事費内訳書の金額が一致していない入札。
- (7) 入札書に記載されている日付が入札執行日（郵便入札の場合は開札日）と異なる、又は日付の記載がない入札。
- (8) 入札書に金額の記載がない、又は金額が訂正してある入札。
- (9) 本件入札について、2通以上の入札書を提出した入札。
- (10) その他関係法令に違反した者のした入札、及び入札心得書で規定する入札無効の条項に該当する場合。

14 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格による入札があった場合は、くじで落札者を決定する。
- (2) 郵便入札の場合において、あらかじめ指定した入札書に任意のくじ番号の記載を指示している場合は当該入札参加者が入札書に記載したくじ番号を使用したくじにより順位を決定する。

なお、くじ番号の記載がないときは、当該入札書に記載された金額の上3桁をくじ番号として取扱う。

15 支払の条件

- (1) 前金払 有り
各会計年度において出来高予定額の40%を上限とする。
- (2) 中間前金払 有り
各会計年度において出来高予定額の20%以内で、かつ、前金払との合計額は当該年度における出来高予定額の60%を上限とする。
- (3) 部分払 有り
各会計年度末における部分払を除き、中間前金払との併用はできない。また、契約金額が1億円以下の単年度契約において、前金払の支払いを受けた場合は、部分払の支払いを受けることができない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、福津市指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を執ることがある。
- (3) 関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対し、福津市指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を執ることがある。
- (4) 落札者は「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第6号】」に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 予定価格に消費税及び地方消費税を加えた額が1億5千万円以上の工事は、福津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年福津市条例第42号）第2条に規定する福津市議会の議決事項であり、当該入札の落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決を得て本契約となる。この場合において、議会の議決が得られなかったことに伴う損害（仮契約の解除を含む）が落札者に発生しても、発注者はその損害賠償の責めを一切負わないものとする。

17 談合等があった場合の対応

- (1) 入札妨害及び談合とみなされる行為は厳に慎むこと。そのような行為が明らかになった場合は、入札参加資格の取り消しを行うことがある。
- (2) 入札執行前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加しようとする者全員に対して事情聴取を行うことがある。談合等の事実があったと認められる場合、入札を延期し、または取り止めることができるものとする。
- (3) 落札者が決定し、契約締結前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該落札者に談合等の事実があったと認められる場合は、落札者決定の取り消しを行うことができるものとする。

この場合において発注者は、当該落札者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (4) 契約締結（仮契約を含む）後に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該契約者に談合等の事実があったと認められる場合は、契約を解除できるものとする。

この場合において発注者は、契約の解除により当該契約者に損害があっても、その損害賠償の責めを一切負わないものとする。

18 問合わせ先

福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 総務部総務課 契約検査係
電話 0940-43-8196
E-mail keiyaku@city.fukutsu.lg.jp